中土佐町障害者活躍推進計画 (令和2年度~令和6年度)

令和2年3月 中土佐町 中土佐町教育委員会

中土佐町障害者活躍推進計画(首長部局)

機関名	中土佐町
任命権者	中土佐町長
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
中土佐町における障害	現在、中土佐町では法定雇用率を達成している状況ですが、
者雇用に関する課題	雇用する障害者に対する合理的配慮の提供や職務の継続に関
	する課題解決など、支援体制が十分ではありません。
	今後も継続して募集・採用に努め、障害者である職員が能力
	を充分に発揮し定着できるよう、職業生活における活躍推進の
	ための体制整備や取組を推進する必要があります。
目標	
1 採用に関する目標	(各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上
	(参考)令和元年6月1日時点の実雇用率:2.40%
	(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
2 定着に関する目標	業務の従事状況を考慮し、不本意な離職者を極力生じさせない
	(評価方法) 毎年の任免状況通報により、人事記録を元に把握
取組内容	
1 障害者の活躍を推	(1) 組織面
進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する
	○職場の上司、同僚を支援担当者として配置する
	○障害者である職員及び支援担当者の相談窓口を総務課に
	設置する
	(2) 人材面
	○必要に応じ、相談やサポートの担当職員に職場の同僚・上
	司を選任し、障害者職業生活相談員研修を受講させる
2 障害者の活躍の基	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望
本となる職務の選定・	も踏まえ、年1回以上、人事評価フィードバック面接の結
創出	果を活用した職務の選定及び創出について検討を行う
	○従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった
	場合は、関係機関と相談しつつ、負担なく遂行できる職務
	の選定及び創出について検討する

3 障害者の活躍を推 (1) 職務環境 進するための環境整 備・人事管理

- ○令和2年度中の新庁舎建設に合わせ、基礎的環境整備とし て、障害者が利用しやすい環境に配慮した設備(エレベー ター、多目的トイレ)のほか、障害者の要望を踏まえ、環 境整備を検討する
- ○障害者からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイ ズ化やチェックリスト作成、作業手順の見直しを検討する
- ○なお措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏ま えつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する
- (2) 募集·採用
 - ○募集・採用に当たっては、原則、以下の取扱いを行わない こととする
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受 けられること」といった条件を設定する
 - 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する
 - ○大学、特別支援学校及び就労移行支援事業所からの要望を 踏まえ、職場実習の受け入れを検討する
- (3) 働き方
 - ○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの 各種休暇の利用を促進する
- (4) キャリア形成
 - ○本人の希望等を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育 訓練を実施する
- 4 その他
- ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等 に関する法律(平成24年法律第50号)に基づく障害者就労施 設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する

中土佐町障害者活躍推進計画(教育委員会)

機関名	中土佐町教育委員会
任命権者	中土佐町教育長
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
中土佐町教育委員会に	中土佐町教育委員会は、令和元年6月1日現在では法定雇用
おける障害者雇用に関	率を達成している状況ですが、今後の職員数や法定雇用率の引
する課題	き上げに対応するため、障害者の積極的な採用を実施する必要
	があり、また障害者に対する合理的配慮の提供や職務の継続に
	関する課題解決など、支援体制が十分ではありません。
	障害者である職員が能力を充分に発揮し定着できるよう、職
	業生活における活躍推進のための体制整備や取組を推進する
	必要があります。
目標	
1 採用に関する目標	(各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上
	(参考)令和元年6月1日時点の実雇用率:2.04%
	(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理
2 定着に関する目標	業務の従事状況を考慮し、不本意な離職者を極力生じさせない
	(評価方法) 毎年の任免状況通報により、人事記録を元に把握
取組内容	
1 障害者の活躍を推	(1) 組織面
進する体制整備	○職員は首長部局からの出向職員で構成され、障害者雇用推
	進者として町長部局の推進者である総務課長に委任する
	○職場の上司、同僚を支援担当者として配置する
	(2) 人材面
	○組織内のサポート体制の整備と合わせ、首長部局と連携
	し、役割分担及び各種相談先を整理し、情報を共有する
2 障害者の活躍の基	○相談窓口のほか、障害者である職員に対しては、人事評価
本となる職務の選定・	等の面談の際、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を
創出	踏まえて検討及び継続的に必要な措置を講じる
	○なお措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏ま
	えつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する

3 障害者の活躍を推 (1) 職務環境 進するための環境整 備·人事管理

- ○令和2年度中の新庁舎建設に合わせ、基礎的環境整備とし て、障害者が利用しやすい環境に配慮した設備(エレベー ター、多目的トイレ)のほか、障害者の要望を踏まえ、環 境整備を検討する
- ○障害者からの要望を踏まえ、就労支援機器の購入を検討す る
- (2) 募集·採用
 - ○募集・採用に当たっては、原則、以下の取扱いを行わない こととする
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受 けられること」といった条件を設定する
 - ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する
 - ○大学、特別支援学校及び就労移行支援事業所からの要望を 踏まえ、職場実習の受け入れを検討する
- (3) 働き方
 - ○時間単位の年次有給休暇や、傷病休暇又は病気休暇などの 各種休暇の利用を促進する
- (4) キャリア形成
 - ○本人の希望等を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育 訓練を実施する

4 その他

○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよ う、適切な支援、配慮に努める